

認定こども園 友愛幼稚園 運営規程

(施設の目的及び運営の方針)

第1条 この認定こども園（以下「本園」という。）の目的、名称及び位置は、友愛幼稚園園則（以下「園則」という。）第1条から第3条までに定めるとおりとする。

2 本園は、教育基本法（平成18年法律第120号）、学校教育法（昭和22年法律第26号）、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）その他の関係法令並びに関係条例を遵守して運営する。

(提供する教育・保育の内容)

第2条 本園の教育課程その他の教育・保育の内容は、園則第9条に定めるとおりとする。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第3条 本園に置く教職員組織は、園則第11条に定めるとおりとする。

2 前項の職員の職務は、学校教育法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、その他の関係法令の定めるところによる。

(教育・保育を行う日及び時間等)

第4条 本園の教育・保育を行う日及び時間等は、園則第6条から第8条までに定めるとおりとする。

(保護者から受領する利用者負担)

第5条 本園においては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第13条第1項の規定により、園児の居住する市町村が定める額の基本保育料を保護者から徴収し、当該市町村から施設型給付費等を法定代理受領する。

2 本園においては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第13条第4項の規定により、次のとおり実費を徴収する。

- (1) 給食費 毎年本園が定める金額
- (2) 通園送迎費 毎年本園が定める金額
- (3) 保育用品費 毎年本園が定める金額
- (4) 体操着・カバン代 毎年本園が定める金額

- (5) 牛乳代 毎年本園が定める金額
 - (6) 絵本代 毎年本園が定める金額
 - (7) その他本園の利用において通常必要とされるものに係る費用で保護者に負担させることが適当と認められるもの 本園が定める金額
- 3 第2項の実費については、書面により保護者に事前に説明する。
- 4 第1項及び第2項の利用者負担の支払いを受けたときは、第1項及び第2項の費用の区分ごとに、当該費用に係る領収証を保護者に交付する。

(子どもの区分ごとの利用定員)

第6条 本園の子ども・子育て支援法第31条第1項の利用定員は、次のとおりとする。

- (1) 1号子ども 75人
- (2) 2号子ども 20人

(利用の開始及び終了に関する事項等)

第7条 本園の入園、退園、休園、修了等に関する事項は、園則第12条から第16条までに定めるとおりとする。

- 2 本園は、1号子どもの利用定員の総数を超える利用の申込みについて、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第6条第2項の規定により、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、本園の教育理念に基づく選考等、事前に園長が定めて保護者に明示した公正な方法により選考する。
- 3 前項の選考の方法その他入園に必要な手続は、毎年度、募集要項を定めて明示する。
- 4 本園は、2号子どもの利用について市町村が行う利用の調整及び要請に対し、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第7条の規定により、できる限り協力する。

(緊急時における対応方法及び非常災害対策)

第8条 本園においては、園児の安全の確保を図るため、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第27条及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第27条において準用する学校保健安全法第27条の規定により学校安全計画を策定し実施するとともに、同法第29条第1項の規定により危険等発生時対処要領を作成し訓練等を行う。

- 2 本園は、学校保健安全法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第27条において準用する学校保健安全法並びに特定教育・

保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第 32 条に従って、市町村、保護者等への連絡、警察署その他の関係機関との連携を図る。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 9 条 本園は、園児に対する虐待を防止するため、教職員に対する研修を定期的に行う。

附則. (平成 27 年 4 月 1 日 理事会)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則. (2019 年 9 月 24 日 理事会)

この規程は、2019 年 10 月 1 日から施行する。

附則. (2022 年 12 月 20 日 理事会)

この規程は、2023 年 4 月 1 日から施行する。